

## 恵庭市議会公式Facebookページ運用規程

この規程は、恵庭市議会がソーシャルメディアを通じた情報発信の充実を図るため、恵庭市情報セキュリティ対策基準（平成29年2月8日実施）を遵守するとともに、恵庭市議会公式Facebookページ（以下「当ページ」という。）を運用することに関し必要な事項を定める。

### 1. 目的

Facebookが持つ拡散性、即時性及び滞留性を活かし、議会活動に関する様々な情報を発信することで、市民の市政に対する関心度の向上と、より開かれた市政運営を目指す。

### 2. 基本情報

- (1) 名称 恵庭市議会公式Facebook
- (2) アカウント名 恵庭市議会
- (3) 登録メール gikaijimukyoku01@city.eniwa.hokkaido.jp
- (4) パスワード 議会事務局が別に定める
- (5) URL <https://www.facebook.com/gikai.eniwa/>
- (6) 運用者 恵庭市議会
- (7) 発信者 恵庭市議会事務局

### 3. 運用管理者

- (1) 当ページの適切かつ円滑な運用を図るため、運用管理者を置く。
- (2) 運用管理者は、議長とし、次に掲げる業務を行う。
  - ア. 当ページのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
  - イ. 当ページの全体の構成及び調整に関すること
  - ウ. 当ページで発信する情報の内容に関する指導・助言・削除に関すること
  - エ. 不適切なコメント等の削除に関すること
  - オ. その他、Facebookの運用に関すること

### 4. 発信管理者

- (1) 当ページの円滑な運用を図るため、発信管理者を置く。
- (2) 発信管理者は、議会事務局長をもって充てる。
- (3) 発信管理者は、局内でFacebook担当者を指定し、当ページで情報発信することができる。

## 5. 発信内容

- (1) 定例会及び臨時会の会議情報
- (2) 常任委員会、特別委員会等の会議及び視察情報
- (3) 他市町村議会からの視察の受入情報
- (4) ホームページの更新情報
- (5) 市議会の活動に関する情報（研修会等）
- (6) その他運用管理者が必要と認めた情報

## 6. 運用方法

- (1) Facebook 担当者は、「恵庭市議会公式 Facebook ページによる情報発信に関するガイドライン」を遵守して、情報発信をしなければならない。
- (2) 当ページで情報発信する場合は、事前に発信管理者の決裁を必要とする。ただし、運用管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 当ページで情報発信する場合は、市内のパソコンを使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- (4) 当ページへの投稿やコメントに対して、原則として返信しない。ただし、運用管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 当ページへの投稿やコメントに対して、議員より異議申し立てがあった場合は、運用管理者、発信管理者及び関係議員をもって協議し、対応する。
- (6) 当ページの ID 及びパスワードを第三者に開示してはならない。
- (7) 当ページを運用管理する上で、不適切と認められる場合は、速やかに恵庭市議会アカウントを削除し、公開を停止する。

## 7. 禁止事項

当ページの利用に当たり、次の行為を行ってはならない。

- (1) お気に入りのページとして、当ページ以外の Facebook ページ等を登録すること。
- (2) 当ページの公式アカウントで、当ページ以外の Facebook ページ等への投稿又はコメントを行うこと及び「いいね！」ボタンを押すこと。

附 則

この規程は、平成 29 年 8 月 31 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 19 日から実施する。